

## ( 1 1 ) 上下水道関係制度・事業の取扱い

| 協議項目             | 調整方針   | 事務事業<br>NO |
|------------------|--|------------|
| 下水道使用料の賦課、徴収委託   | 両市町の委託単価に違いがあるので、野田市の制度を適用します。(下水道使用料の賦課・徴収は両市町ともに水道へ委託しています。)   | 852        |
| 下水道台帳            | 両市町の内容に違いがあるので、 <b>それぞれ現行のとおり</b> とします。(下水道台帳は図面と調書から構成され、下水道供用開始区域の管種、管径、埋設の深さ、位置、施工業者、施工年度、公設樹の位置などの状況を把握するもので、野田市では設計図書により、関宿町ではデジタル方式となっており、野田市がデジタル化に移行するためには多額の経費を要します。) | 853        |
| 下水道に関する苦情処理業務    | 両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。(苦情処理票の作成等)  | 854        |
| 公共汚水柵設置基準        | 両市町の設置基準に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。  | 855        |
| 指定工事店制度          | 両市町の指定工事店の指定要件に違いがあるので、合併後、 <b>経過期間を設けて野田市の制度を適用</b> します。(野田市は営業所が県内にあること、関宿町は県内又は指定地域にあることが要件。)   | 856        |
| 受益者負担金           | 現在の負担区については、 <b>それぞれ現行のとおり</b> とします(野田市3負担区、関宿町1負担区)。なお、受益者負担金減免基準については、野田市の制度を適用します。  | 857        |
| 受益者負担金納期前納付報奨金制度 | 両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。なお、関宿町の第1負担区については、現行のとおりとします。(関宿町の第1負担区については全て賦課済みであるが、報奨金制度の適用を受ける徴収猶予を受けた土地が多くあることから現行の処理を行い、新たな負担区から野田市の制度を適用します。)                     | 858        |

| 協議項目                 | 調整方針   | 事務事業<br>NO |
|----------------------|--|------------|
| 宅内排水設備工事             | 両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(野田市の方が排水管埋設の深さが浅い基準になっていますが、国の通達に従っており、特に支障もないことから、野田市の制度を適用することで施工費の軽減が図れます。)                           | 859        |
| 宅内排水設備の資金融資制度        | 融資額及び返済期間については、関宿町の方が優れているので、 <b>関宿町の制度を適用</b> し、補給利子及び利子補給月については、野田市のほうが優れているので <b>野田市の制度を適用</b> します。(融資限度額：野田市 30 万円、関宿町 40 万円)              | 860        |
| 排水設備確認申請書の受付・審査・検査事務 | 申込みから使用開始までの手続きが両市町ともに同一なので、 <b>現行のとおり</b> とします。   | 861        |
| 財源                   | <b>一般会計からの繰入金は現行どおりとします</b> 。県補助金については、合併後一つの水道事業会計となるため、一会計として給水原価等により算定すると補助金はなくなります。(一会計にすることにより事業費のスリム化が図られますが、それと県補助金の差額について一般会計から補助します。) | 862        |
| 検針及び収納事務             | 検針方法等について両市町で違いがあるので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。  | 863        |
| 漏水修繕等業務              | 関宿町では委託業務を行っていないため、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(野田市では公道上の配・給水管の漏水修理について業務委託契約により対応していません。)   | 864        |
| 給水装置工事の受付・承認・立会い検査業務 | 両市町ほぼ同一内容なので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。  | 865        |
| 他工事に係る配・給水管移設・切回し業務  | 関宿町では実施していないので、下水道関連受託実施要綱に基づき実施している <b>野田市の制度を適用</b> します。   | 866        |

| 協議項目    | 調整方針  | 事務事業<br>NO |
|---------|---|------------|
| 受水      | 両市町ともに北千葉広域水道企業団からの受水であり、 <b>現行のとおり</b> とします。   | 867        |
| 給水申込納付金 | 両市町で違いがあるので、水道料金と同様、 <b>野田市の制度を適用</b> します。<br>(例：口径 13mm で関宿町 18 万円 野田市 10 万円)  | 868        |
| 手数料     | 設計審査手数料などに両市町で違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。  | 869        |
| 共同管について | 関宿町では実施していないので、関宿町においても <b>野田市の制度を適用</b> します。<br>(野田市では、4 人以上で配水管布設組合を設立し、その 80% が給水を受ける場合に、4 分の 1 の負担で主に私道を対象として共同の配水管を布設しています。) | 870        |

## ( 1 2 ) 大字・字の取扱い

| 協議項目    | 調整方針  | 事務事業<br>NO |
|---------|---|------------|
| 住居表示    | 両市町とも未実施ですが、野田市においては整備を検討中であり、 <b>関宿地区を含めて検討</b> を進めます。   | 547        |
| 登記簿の大字名 | 大字名については重複しているものがないため、野田市は、現行の登記簿の大字をそのまま使用し、 <b>関宿町は、内町、江戸町、江戸町飛地、三軒家、台町、元町及び元町飛地の大字には「関宿」を大字の前に付して、その他の大字は現行の登記簿の大字を使用</b> します。 | 548        |
| 町・字の名称  | <b>関宿町の字の名称については、大字を削除した名称に変更</b> します。  | 549        |

### ( 1 3 ) 広報広聴関係制度・事業の取扱い

| 協議項目     | 調整方針   | 事務事業<br>NO |
|----------|--|------------|
| その他広報紙   | グラフ紙、ガイドマップ、くらしの便利帳は関宿町で発行していないので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。また、市(町)勢要覧は配布方法等に違いがあるため、野田市の制度を適用し、希望者への有償頒布とします。   | 550        |
| 文書配付     | 両市町の内容に違いがあるので、自治会、区長会制度の調整を図りつつ、 <b>野田市の制度を適用</b> します。  | 551        |
| 行政資料コーナー | 野田市と関宿町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> しますが、設置場所はそれぞれ現行のとおりとします。   | 552        |
| 公告式      | 野田市の制度を適用しますが、掲示場所は <b>それぞれ現行のとおり</b> とします。  | 553        |
| テレホンガイド  | 関宿町では実施していないので、内容を拡大し、 <b>関宿町においても適用</b> します。  | 554        |
| ホームページ   | 両市町の開設のスタンス、作成方法等に違いがあることから、ホームページ全体の内容を精査し、 <b>両市町の内容を取り込んだホームページ</b> にします。また、作成体制は、 <b>野田市が行っている業者への委託方式</b> とします。   | 709        |
| 広報紙      | 両市町のレイアウト、発行回数等に違いがあるので、 <b>野田市の体裁により、月2回発行</b> し、関宿町で使用中の編集機器(DTP機器)2台と同一機種1台を増設しての編集作業方法とします。また、 <b>配布方法については</b> 、野田市の自治会組織による方法を関宿町で説明し、特に意見がなかったとのことのため、 <b>野田市のこれまでの方法</b> とします。 | 710        |

| 協議項目      | 調整方針  | 事務事業<br>NO |
|-----------|---|------------|
| 市政・町政懇談会等 | <p><b>野田市の市政懇談会制度を回数を増やすなど内容を充実させます。</b>なお、関宿町の町政モニターは廃止します。(地域性を考慮したまちづくりという観点から、その地域をよく知っている住民の皆さんから広く直接意見を伺い、市政運営の参考にしていくことを目的とする野田市の市政懇談会を更に発展させます。なお、関宿町の町政モニターは公募者が非常に少なく、野田市でも同様の理由により廃止した経緯があることから、モニター制度は廃止し、その主旨を野田市の市政懇談会に活かしていきます。)</p> | 871        |

## ( 1 4 ) 職員の取扱い

| 協議項目       | 調整方針   | 事務事業<br>NO |
|------------|--|------------|
| 特別職員の身分    |  |            |
| 常勤の特別職の給料等 | 野田市の額とします。   | 872        |
| 非常勤特別職の報酬等 | 野田市の額とします。   | 873        |
| 一般職員の身分    |  |            |
| 職員の給与等     | 野田市の制度を基本としますが、現下の厳しい社会経済情勢に照らし、是正すべきものは是正して行くという基本姿勢のもとで、職員団体との協議を進め、給与の適正化に向け適切な措置を講じます。 | 874        |

## ( 1 5 ) 慣行 ( 市旗、市章、市歌、都市宣言等 ) の取扱い

| 協議項目     | 調整方針  | 事務事業<br>NO |
|----------|---|------------|
| 表彰の基準    | 両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。ただし、合併後は、関宿町民に不利益にならないよう経過措置を設けます。                         | 555        |
| 名誉市民・町民  | 両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。ただし、関宿名誉町民（全員逝去）を今後作成の市勢要覧等に記録します。                         | 556        |
| 憲章       | 両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。ただし、関宿町民憲章は関宿地域の憲章として承継していきます。                             | 557        |
| 周年式典     | <b>野田市の市制施行日を基準として、実施</b> します。  | 558        |
| 市章・町章    | 現行 <b>野田市章</b> を使用します。なお、関宿町章を尊重し、例えば、関宿町の公民館等において何らかの形で継承するなど、新市において住民の意向を踏まえ検討を行います。          | 559        |
| 野田市歌     | 関宿町には該当するものがないので、現在の <b>野田市歌</b> を <b>関宿地域を含む新市の市歌</b> とします。                                    | 560        |
| 市町の花・木・鳥 | 現行の <b>野田市の花・木・鳥</b> を使用します。なお、関宿町の花・木を尊重し、例えば、関宿町の公民館等において何らかの形で継承するなど、新市において住民の意向を踏まえ検討を行います。 | 561        |

| 協議項目                           | 調整方針  | 事務事業<br>NO |
|--------------------------------|---|------------|
| 交通安全都市宣言                       | 関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。       | 562        |
| 都市宣言（個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言） | 両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。         | 563        |
| 明るく正しい選挙都市宣言                   | 関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。 | 564        |
| 青色申告宣言の町                       | 関宿町の青色申告宣言の町については <b>関宿地域において継承</b> します。      | 565        |



## ( 1 6 ) 各委員会の取扱い

| 協議項目           | 調整方針   | 事務事業<br>NO |
|----------------|--|------------|
| 開票所            | <b>野田市の現行の場所に開票所を設置します。</b> (法の定めにより、開票所は1市町村の区域に1箇所となります)   | 566        |
| 不在者投票所         | <b>両市町の現行の場所に、それぞれ不在者投票所を設置します。</b>  | 567        |
| 農業委員選挙の投票区     | <b>在任特例期間終了(平成17年7月19日)前の選挙までに新市の投票区を調整します。</b>  | 875        |
| 定数及び選挙・選任による内訳 | <b>選挙による委員定数は在任特例を適用し、在任特例期間終了後は、野田市農業委員会に関する条例第2条の規定により20人とします。選任による委員定数は7人以内とします。</b>  | 876        |
| 選挙区別定数         | <b>在任特例期間終了(平成17年7月19日)前の選挙までに新市の選挙区別定数を調整します。</b>   | 877        |
| 選挙区の地区割        | <b>在任特例期間終了(平成17年7月19日)前の選挙までに新市の選挙区の地区割を調整します。</b>  | 878        |
| 任期             | 選挙による関宿町農業委員は、 <b>野田市農業委員の残任期間</b> である平成17年7月19日までは引続き野田市農業委員として <b>在任</b> します(合併特例法第8条を適用)。ただし、関宿町の議会・農協・農業共済から推薦された選任委員は失職します。 | 879        |

## ( 1 7 ) 附属機関の取扱い

| 協議項目            | 調整方針   | 事務事業<br>NO |
|-----------------|--|------------|
| 環境審議会           | 関宿町に置かれている環境審議会は廃止しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。            | 568        |
| 個人情報保護審議会       | 関宿町では設置されていないので、野田市の現行機関の適用対象を関宿町にも拡大します。                                  | 569        |
| 行政改革推進委員会       | 関宿町では設置されていないので、野田市の現行のとおりとしますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。   | 570        |
| 野田市ホテル等審議会      | 関宿町では設置していないので、野田市審議会の適用対象を関宿町にも拡大します。                                     | 571        |
| 野田市営住宅入居者選考等委員会 | 関宿町には町営住宅がなく委員会を設置していないので、野田市の現行のとおりとします。                                  | 572        |
| 障害者基本計画推進協議会    | 関宿町では設置されていないので、当面野田市の現行のとおりとしますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。 | 573        |
| 児童福祉審議会         | 関宿町では設置されていないので、当面野田市の現行のとおりとしますが、合併後の各委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた措置を講じます。   | 574        |
| 児童虐待防止対策連絡協議会   | 関宿町では設置されていないので、当面野田市の現行のとおりとしますが、合併後の各委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた措置を講じます。   | 575        |
| 男女共同参画市民推進委員会   | 関宿町では設置されていないので、野田市の現行のとおりとしますが、合併後の各委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた措置を講じます。     | 576        |

| 協議項目                       | 調整方針  | 事務事業<br>NO |
|----------------------------|---|------------|
| 野田市交通安全対策協議会               | 関宿町では設置されていないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> としますが、合併後の役員構成については、必要により関宿町の実情に応じた措置を講じます。関宿町の交通安全関係団体の長を理事とし、各小中学校長、保育所長、区長会役員を委員とします。 | 577        |
| 野田市自転車等駐車対策協議会             | 関宿町では設置されていないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> としますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた措置を講じます。  | 578        |
| 野田市スポーツ振興審議会               | 関宿町では設置されていないので、 <b>野田市の審議会の適用対象を関宿町にも拡大</b> します。合併後の委員構成は、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。                                       | 579        |
| 文化センター運営審議会                | 関宿町では文化センターが設置されていないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。   | 580        |
| 野田市郷土博物館協議会                | 関宿町では設置されていないので、 <b>野田市の協議会の適用対象を関宿町にも拡大</b> します。合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。                                   | 581        |
| 図書館協議会                     | 関宿町では設置していないので、 <b>野田市の協議会の適用対象を関宿町にも拡大</b> します。合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。                                    | 582        |
| 東京直結鉄道建設促進並びに東武野田線複線化促進協議会 | 関宿町では設置していないので、 <b>協議会の対象区域を関宿町にも拡大</b> しますが、 <b>組織体制は現行の野田市のとおり</b> とします。  | 583        |
| 青少年センター運営審議会               | 関宿町では設置されていないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> としますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の状況に応じた措置を講じます。  | 584        |

| 協議項目           | 調整方針   | 事務事業<br>NO |
|----------------|--|------------|
| 青少年問題協議会       | 関宿町では設置されていないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> としますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の状況に応じた措置を講じます。                       | 585        |
| 表彰審査会          | <b>関宿町に置かれている表彰審査会は廃止</b> しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。                              | 586        |
| 特別土地保有税審議会     | <b>関宿町に置かれている特別土地保有税審議会は廃止</b> しますが、合併後の委員の構成については、必要により関宿地域の実情に応じた構成となるよう適切な措置を講じます。                | 587        |
| 情報公開不服審査会      | <b>関宿町に置かれている情報公開不服審査会は廃止</b> します。   | 588        |
| 野田市地区計画建築審議会   | <b>関宿町に置かれている地区計画建築審議会は廃止</b> します。   | 589        |
| 心身障害児就学指導委員会   | <b>関宿町に置かれている関宿町心身障害児就学指導委員会は廃止</b> しますが、合併後の委員構成については、必要により、関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。                   | 590        |
| 関宿町公共用地取得推進委員会 | 用地取得に支障がないことから、 <b>関宿町に置かれている関宿町公共用地取得推進委員会は廃止</b> します。  | 591        |
| 特別職報酬等審議会      | 両市町に併存するため、 <b>関宿町に置かれている特別職報酬等審議会は廃止</b> します。但し、合併後の委員構成については、関宿町の地域を含めた中での構成比で委員を割り振るなど適切な措置を講じます。 | 592        |
| 都市計画審議会        | <b>関宿町に置かれている都市計画審議会は廃止</b> しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。                            | 593        |

| 協議項目                        | 調整方針  | 事務事業<br>NO |
|-----------------------------|---|------------|
| 介護認定審査会                     | <b>関宿町に置かれている介護認定審査会は廃止しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。併せて、審査件数の増に対応するため、委員及び合議体の増を図ります。</b> | 594        |
| 野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会 | <b>関宿町に置かれている介護保険等運営協議会は廃止しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。</b>                               | 595        |
| 野田市保健医療問題協議会、関宿町健康づくり推進協議会  | <b>関宿町に置かれている健康づくり推進協議会は廃止しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。</b>                               | 596        |
| 国民健康保険運営協議会                 | <b>関宿町に置かれている国民健康保険運営協議会は廃止しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。</b>                              | 597        |
| 野田市商工業振興協議会、関宿町中小企業資金融資審査会  | <b>関宿町に置かれている中小企業資金融資審査会は廃止しますが、委員の構成については、関宿地域の実情に応じた委員構成となるよう適切な措置を講じます。</b>                            | 598        |
| 給食センター運営委員会                 | <b>関宿町に置かれている給食センター運営委員会は廃止しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。</b>                              | 599        |
| 野田市通学区域審議会                  | <b>関宿町に置かれている通学区域審議会は廃止しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。</b>                                  | 600        |
| 社会教育委員                      | <b>関宿町に置かれている社会教育委員は廃止しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。</b>                                   | 601        |
| 文化財保護審議会                    | <b>関宿町に置かれている文化財審議会は廃止しますが、合併後の委員構成については、専門分野等必要により適切な措置を講じます。</b>  | 602        |
| 総合計画審議会                     | <b>関宿町に置かれている総合計画審議会は廃止しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。</b>                                  | 603        |

| 協議項目              | 調整方針  | 事務事業<br>NO |
|-------------------|---|------------|
| 予防接種健康被害調査委員会     | 関宿町に置かれている予防接種健康被害調査会は廃止します。  | 604        |
| 公民館運営審議会          | 関宿町に置かれている公民館運営審議会は廃止しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。                            | 605        |
| 高齢者サービス調整委員会      | 関宿町に置かれている高齢者サービス調整委員会は廃止するが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。                         | 606        |
| 野田市防災会議           | 関宿町に置かれている防災会議は廃止しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた措置を講じます。                                   | 607        |
| 青少年相談員連絡協議会       | 両市町の事業内容には違いがあるので、 <b>事業の実施体制を統一するため野田市の制度を適用</b> し、青少年健全育成事業を推進するとともに青少年相談員連絡協議会の資質の向上に努めます。 | 608        |
| 関宿町視聴覚ライブラリー運営委員会 | 関宿町に置かれている視聴覚ライブラリー運営委員会は廃止しますが、合併後、新市において視聴覚ライブラリーそのもののあり方の見直しを図ります。                         | 609        |
| 青年館運営連絡協議会        | 関宿町では青年館を地元払い下げたので、 <b>野田市だけの青年館運営連絡協議会の実施</b> となります。   | 610        |
| 農業振興資金融資運営委員会     | 関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。   | 611        |
| 特別融資制度推進会議        | 関宿町に置かれている特別融資制度推進会議は廃止します。(野田市、関宿町ともにほぼ同じ構成によって組織されているため、関宿町に置かれている会議は廃止します)                 | 612        |

| 協議項目                                | 調整方針   | 事務事業<br>NO |
|-------------------------------------|--|------------|
| 農業振興対策協議会                           | <b>現行のとおり</b> としますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。   | 613        |
| 農業振興地域整備促進協議会                       | <b>関宿町に置かれている農業振興地域整備促進協議会は廃止</b> しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。  | 614        |
| 経営・生産対策推進会議                         | <b>関宿町に置かれている経営・生産対策推進会議は廃止</b> しますが、合併後の委員構成については、必要により関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。  | 615        |
| 野田市史編さん委員会                          | 関宿町では設置していないので、 <b>野田市の現行機関の摘要対象を拡大</b> し、合併後の委員構成については必要により関宿町の事情に応じた適切な措置を講じます。  | 711        |
| 野田市人権施策推進協議会、関宿町同和対策審議会、関宿町隣保館運営審議会 | 関宿町に置かれている <b>関宿町同和対策審議会、関宿町隣保館運営審議会</b> は廃止します。なお、野田市人権施策推進協議会の合併後の委員構成については、関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。                                    | 712        |
| 消防委員会                               | 関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。  | 713        |
| 野田市廃棄物減量等推進審議会、関宿町廃棄物対策審議会          | 野田市における審議会については、現在諮問事項がないので委嘱していません。関宿町の審議会における活動は、野田市における廃棄物減量等推進員会議、清掃工場環境保全協議会の審議事項として調整できますので、 <b>関宿町の審議会を廃止し、野田市の現行のとおり</b> とします。 | 714        |
| 廃棄物減量等推進員会議                         | 両市町に併存しているので、 <b>関宿町の推進員をそのまま委嘱</b> し、次期任期満了（平成16年3月31日）に伴って、関宿地域の実情に応じた推進員の構成となるよう措置を講じます。  | 715        |

| 協議項目                          | 調整方針   | 事務事業<br>NO |
|-------------------------------|--|------------|
| 野田市水道事業運営審議会、関宿町水道事業審議会       | <b>関宿町に置かれている審議会は廃止</b> します。合併後の委員構成については、関宿町の実情に応じて適切な措置を講じます。  | 880        |
| 野田市清掃工場環境保全協議会、関宿町ごみ処理施設対策協議会 | 野田市議会に「野田市清掃工場環境保全協議会と野田市第二清掃工場（し尿処理場）環境保全協議会の一体化と、一体化後の協議会への野田市自治会連合会選出委員の加入について」の <b>陳情が提出され、審議されていますので、結論が出た時点でこれを踏まえて対応</b> します。 | 881        |
| 野田市第二清掃工場環境保全協議会、関宿町廃棄物対策審議会  | 野田市議会に「野田市清掃工場環境保全協議会と野田市第二清掃工場（し尿処理場）環境保全協議会の一体化と、一体化後の協議会への野田市自治会連合会選出委員の加入について」の <b>陳情が提出され、審議されていますので、結論が出た時点でこれを踏まえて対応</b> します。 | 882        |
| 下水道運営審議会                      | 関宿町では設置していないので、野田市の審議会の <b>適用対象を関宿町に拡大</b> します。合併後の委員構成については関宿町の実情に応じた適切な措置を講じます。  | 883        |
| 水防協議会                         | 野田市では水防協議会を防災会議に統一しており、合併後は関宿町の水防協議会を廃止し、 <b>新市の防災会議でその機能を維持</b> していきます。（水防協議会の委員は防災会議の委員と重複しており、ともに関連性が高いことから野田市では統合しています。）         | 884        |



## ( 1 8 ) その他事務事業の取扱い

| 協議項目                 | 調整方針  | 事務事業<br>NO |
|----------------------|---|------------|
| 情報公開条例に基づく制度         | 両市町にほぼ同様の条例があるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。                           | 616        |
| 行政財産の借地              | 両市町の内容に違いがあるので、 <b>段階的に、野田市の制度を適用</b> します。                        | 617        |
| 例規類集                 | <b>野田市の制度を適用</b> しますが、配備場所はそれぞれ現行のとおりとします。                        | 618        |
| 外国人のための生活情報ガイドブックの配布 | 関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。                     | 619        |
| バスターミナル等の確保          | <b>それぞれ現行のとおり</b> とします。   | 620        |
| 個人情報保護条例に基づく制度       | 関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。                     | 621        |
| 千葉県市町村総合事務組合         | 両市町ともに千葉県市町村総合事務組合に加入しているため、 <b>関宿町は、合併の前日をもって脱退</b> します。         | 622        |
| 千葉県自治センター            | 両市町ともに千葉県自治センターに加入しており、加入内容に相違もないため、 <b>関宿町は、合併の前日をもって脱退</b> します。 | 623        |
| 総合計画                 | 合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。                                      | 624        |
| 実施計画                 | 合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。                                      | 625        |

| 協議項目           | 調整方針  | 事務事業<br>NO |
|----------------|---|------------|
| 地域情報化計画        | 合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。  | 626        |
| 行政情報化基本方針      | 合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。  | 627        |
| 各種定例相談         | 両市町ともに同種内容の相談については、両地域において、それぞれ <b>現行のとおり</b> 実施します。関宿町で実施していない相談は、野田市で実施しているもので対応します。なお、法律相談については、相談時間、相談員の身分等については、野田市の方法によります。 | 716        |
| 交通事故被害者に対する貸付金 | 関宿町では実施していない。野田市では、昭和 51 年以降利用者がいないこと。また、近隣市でも、廃止、未実施のため、 <b>制度を廃止</b> します。   | 717        |